

公立学校情報機器整備事業に係る
各種計画

令和7年3月
熊野町

(1) 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1,799	1,775	1,750	1,700	1,670
② 予備機を含む 整備上限台数	2,068	2,041	2,012	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	1,750	0	0
④ ③のうち基金事業によるもの	0	0	1,750	0	0
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	0	262	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの	0	0	262	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	0%	15%	0%	0%

(端末の整備・更新の考え方)

令和2年度に2,137台、令和3年度に40台を整備している。今回のGIGAスクール構想第2期における端末整備・更新では、令和8年度の児童生徒数に予備機15%を加えた2,012台を令和8年度に更新する予定である。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：2,177台

○処分方法

対象端末のうち、使用可能な端末については、学校の要望を確認し、補助端末等として活用を検討する。

またその他の利用について、今後検討を行う。

上記端末以外のものについては、小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託等により行う予定である。

○端末のデータの消去方法

処分事業者へ委託等により行う予定である。

○スケジュール(予定)

令和9年4月 新規購入端末の使用開始

令和9年4月以降 使用済端末の事業者への引き渡し

(2) ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合 (%)

(1) 必要なネットワーク速度が確保できている学校数 3

(2) 総学校数に占める割合 50%

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) 解決すべき課題

十分な通信契約となっていないことが原因として特定されている。現行のネットワークの更新を令和8年度に予定しているため、ネットワークの更新と併せて一体的に検討・整備を行い、十分な通信帯域を確保していく。

(3) 校務 DX 計画

1. 現状

本町では、教職員の負担軽減及び校務の効率化を図るため、令和5年度から成績管理等様々な機能を有する校務システムを導入してきたところである。

また、各学校においては、ICTを活用した業務改善に努めているところである。

この他、教職員の負担軽減のため、教育委員会への提出が必要な書類についても、押印の原則廃止等を行っており、教育委員会と学校間におけるFAXによる送受信は行っていない。

2. 課題

ネットワーク利用に関する教職員の理解度やスキルの差により、ICT機器の活用や業務効率化などに関して学校間・教職員間で差がみられる。

教育委員会へ提出する書類のうち、押印不要なものに押印がされているなど、ルールの徹底ができていないところがあり、加えて保護者等との対応において、押印が必要な書類が残っている。

また、FAXについても、民間事業者との送受信等があり、保護者への配布物等と併せてペーパーレス化が十分に進んでいない状況である。

3. 今後について

ICTの活用等について、引き続き、各校との情報共有の場において、情報提供・他校の事例の紹介等を行い、学校間・教職員間のデジタルデバイドの解消を図る。

また、必要に応じて研修の実施やクラウドツールの活用等、業務改善に繋がることを検討していく。

押印に関して、保護者からの対応書類も含め、必要かどうか見直しをするとともに、ペーパーレス化できるものについては、ペーパーレスを推進する。

緊急連絡やネットワークの不具合時、FAXのほうが電子メール等より効率的な場合など一部を除き、FAXの原則廃止に向けて、検討を行っていく。

今後ネットワークの更新を控えていることから、教職員の利便性や効率化を目指し、ゼロトラストの考え方に基づくセキュリティ対策を講じたネットワークの整備を検討する。

(4) 1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末をはじめとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月)において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められている。

また、本町では、第2次熊野町教育大綱において、デジタル機器を活用し、個別最適化した教育の充実を図ることを掲げており、ICTを活用した学習活動の充実に努めていく。

2. GIGA 第1期の総括

令和2年度にタブレット端末を整備し、令和3年度には児童生徒1人に1台のタブレット端末の導入が完了しており、同時にインターネット回線増強等の整備も進めてきた。

また、電子黒板の整備や ICT 支援員(令和4年度まで)が ICT 機器の問題解決や授業への利活用方法についてアドバイスをすることで、教職員や児童生徒の ICT 機器への理解と活用能力の向上につなげてきたほか、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、学習支援ソフトの導入をしてきたところである。

このように、ICT 機器を活用できる環境を整えてきたが、授業での使用頻度や持ち帰り学習における学校間の差やタブレット端末の故障による対応などの課題が出てきた。

これらの課題を解決するために、各学校における ICT 機器の利用状況の可視化や児童生徒の学びを止めない観点から、1人1台端末の更新に際して、十分な予備機の整備を進めていく。

3. 1人1台端末の利活用方策

(1) 1人1台端末の積極的活用

児童生徒の端末の持ち帰り学習について、原則、小学校4年生以上を持ち帰りの対象としているが、各学校の実情に併せ、必要に応じて小学校3年生以下の持ち帰り学習についても推進していく。また、端末を活用した授業スキルを磨くため、教職員の研修を実施し、積極的参加を促す。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

学習支援ソフトの更なる活用を促し、ICTを活用した学習支援を行う。

(3) 学びの保障

感染症の流行等により、全員が一斉に登校しての授業実施が困難になった場合や、様々な理由により登校が難しい児童生徒、その他特別な配慮や支援が必要な児童生徒の実態に応じて、ICT 機器の活用により、学びの機会の保障の検討を行う。